

1. 認可申請・届出等に係る手続一覧

(1) 学校法人関係

学校法人の設立

学校法人を設立する場合:

[様式 P47～105]

- 学校法人の設立は、学校の設立と合わせて私立学校審議会への諮問が必要です。
- 手続に際し、具体的な方法は以下のとおりです。
 - ・ 認可後に法務局で設立登記処理を行い、設立登記済届(第13号様式)を提出
 - ・ 併せて学校の設置に関し、学校設置計画書(第8号様式)及び学校設置認可書(第1号様式)を提出

根拠法令 : 私学法23条(学校法人)
私学法152条6項(準学校法人)
私学法24条2項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : ・学校法人寄附行為認可申請書 [第1号様式]
・学校設置のための施設費及び設備費の財源調査 [第2号様式]
・法人全体の負債償還計画書 [第3号様式]
・学生生徒等納付金調書 [第4号様式]

寄附行為の補充

寄附行為の補充を請求する場合：

[様式 P106]

- 学校法人を設立しようとする者が目的と資産等法人の中核的事項は定めたが、残りの事項を定めずに死亡した場合、利害関係人は、寄附行為の補充を請求できます。

根拠法令 : 私学法25条1項(学校法人)
私学法152条6項(準学校法人)
私学法25条2項(審議会諮問)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : ・寄附行為補充請求書 [第5号様式]

寄附行為の変更

寄附行為の変更認可が必要な場合：

[様式 P107～108]

- 寄附行為の変更について、下記に掲げる変更を行う場合は、認可を必要とすることから変更認可申請を行う必要があります。
 - ・ 収益事業を開始する場合(大分県告示にて規定された18種類)
 - ・ 常務理事を設置する場合
 - ・ その他寄附行為の記載事項の変更(学校の設置廃止、目的変更、条項の追加等)
- 認可後に、法務局での登記処理を行ってください。
- 学校の設置廃止の場合は、関連する手続きも同時に行う必要があります。

根拠法令 : 私学法108条3項(学校法人)
私学法152条6項(準学校法人)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : ・寄附行為変更認可申請書 [第6号様式]

寄附行為の変更に係る届出が必要な場合:

[様式 P109]

- 寄附行為の変更について、下記に掲げる変更を行う場合、認可は必要としませんが、届出が必要です。
 - ・ 設置廃止を伴わない学校等の名称変更
 - ・ 学校法人の事務所の所在地の変更
 - ・ 公告方法変更
- 上記それぞれに対応する手続き(名称変更届等)についても別途行ってください。

根拠法令 : 私学法108条3項、私学法施行規則44条1項(学校法人)
私学法152条6項、私学法施行規則44条1項(準学校法人)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : ・寄附行為変更届出書 [参考様式]

学校法人の解散・合併・清算

学校法人を解散する場合:

[様式 P110~111]

- 学校法人を解散する場合は、私立学校審議会への諮問が必要です。
なお、法人の合併により解散する法人については、この限りではありません。
- なお、学校法人が寄附行為に定める事由により解散した場合、又は精算手続き開始の決定を受けた場合は、「学校法人解散届(第8号様式)」を提出してください。

根拠法令 : 私学法109条2項(学校法人)
私学法152条6項(準学校法人)
私学法109条3項

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
随時/事後 ※合併による解散の場合のみ

提出書類 : ・学校法人解散認可(認定)申請書 [第7号様式]
・学校法人解散届 [第8号様式] ※合併による解散の場合のみ

清算中に就職した清算人を届け出る場合:

[様式 P112]

根拠法令	: 私学法115条(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・清算中に就職した清算人届 [第10号様式]

清算終了を届け出る場合:

[様式 P113]

根拠法令	: 私学法122条(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・清算終了届 [第11号様式]

学校法人を合併する場合:

[様式 P114]

- 2以上の学校法人(私立学校法第64条第4項法人(準学校法人)を含む)が合併する場合に提出してください。
- また、認可後は法務局で必要な登記処理を行ってください。

根拠法令	: 私学法126条3項(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事前
提出書類	: ・学校法人合併認可申請書 [第9号様式]

学校法人の組織変更

学校法人から準学校法人へ組織変更する場合：

[様式 P116]

- 学校法人から準学校法人、または準学校法人から学校法人へ組織変更する場合、認可申請を行う必要があります。
- ※ 準学校法人・・・専修学校と各種学校のみを設置できる法人(私立学校法第64条第4項の法人)。学校法人の名称は使用可。
- また、組織変更は私立学校審議会への諮問が必要です。

根拠法令	： 私学法152条7項 私学法152条11項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： ・学校法人組織変更認可申請書 [第12号様式]

学校法人の登記

設立登記を行った場合：

[様式 P118]

- 届出を行う前に、寄附行為の認可が必要です。

根拠法令	： 私学法施行令6条
提出時期	： 随時/事後
提出書類	： ・設立登記済届 [第13号様式]

目的の変更を行った場合：

[様式 P119]

- 届出を行う前に、寄附行為の変更認可が必要です。

根拠法令	： 私学法施行令6条
提出時期	： 随時/事後
提出書類	： ・目的変更登記済届 [第14号様式]

学校法人の名称の変更を行った場合:

[様式 P120]

- 届出の際に、併せて寄附行為の変更届出が必要です。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・名称変更登記済届 [第15号様式]

解散事由の変更を行った場合:

[様式 P121]

- 届出を行う前に、寄附行為の変更認可が必要です。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・解散の事由変更登記済届 [第16号様式]

資産総額の変更を行った場合:

[様式 P122]

- 資産総額の変更登記は、毎事業年度終了後に行う必要があります。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・資産総額の変更登記済届 [第17号様式]

代表権を有する者の変更を行った場合:

[様式 P123]

- 登記が必要な代表業務執行理事が変更を行った場合も含まれます。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・代表権を有する者の変更登記済届 [第18号様式]

代表権の範囲等の変更を行った場合:

[様式 P124]

- 寄附行為の変更認可が必要になる場合があります。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・代表権の範囲等変更登記済届 [第19号様式]

事務所の移転を行った場合:

[様式 P125]

- 届出の際に、併せて寄附行為の変更届出が必要です。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・事務所の移転登記済届 [第20号様式]

役員(理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人)が就任した場合:

[様式 P126~140]

- 理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人の就任時に届出が必要です。
- 添付書類については、参考様式(①新旧対照表、②就任承諾書、③履歴書、④誓約書)を参照のうえ作成添付することで、様式の指定する添付書類(1)~(4)を充足するものとしてします。※理事会及び評議員会の役員就任に関する決議録は必要です。
- また、参考様式①新旧対照表にて、役員の就任及び退任情報を一括して掲載し提出する場合は、役員退任届を別に提出する必要はありません。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・役員就任届 [第21号様式]

※ 参考様式(①~④)は P127~140を参照。

役員(理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人)が退任した場合:

[様式 P141]

- 役員就任届を提出する際、参考様式①新旧対照表にて、役員の就任及び退任情報を一括して掲載し提出する場合は、役員退任届を別に提出する必要はありません。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・役員退任届 [第22号様式]

(2) 私立学校関係

学校・学科(課程)の設置・廃止

※ 学校・学科(課程)の設置又は廃止を行う場合、私立学校審議会と関連があることから、原則として事前に所管課あてご相談ください。(P33～を参照)

私立学校を設置する場合:

[様式 P145～162]

- 私立学校を設置する場合は、私立学校審議会に計画段階で諮問し、承認される必要があります。
- 承認後に工事等を行いながら、開設前に再度私立学校審議会への諮問が必要です。また、併せて寄附行為の認可(変更認可含む)が必要です。
- なお、設置認可申請前の措置である計画の承認には、学校設置の他、高等学校の学科設置、専修学校の課程設置・目的変更も含まれます。

根拠法令	: 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校) 学校教育法130条1項(専修学校) 学校教育法134条2項(各種学校)
提出時期	: ①開設年度の前年度の6月30日まで ②私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	: ①学校設置計画書 [第8号様式] ②学校設置認可申請書 [第1号様式]

私立学校を廃止する場合:

[様式 P163]

- 学校を廃止する場合は、寄附行為の変更又は解散手続が必要です。
- また、指導要録等の引継ぎを行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法130条1項(専修学校)
学校教育法134条2項(各種学校)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 学校廃止認可申請書 [第2号様式]

私立学校の課程・学科を設置・廃止する場合:

[様式 P164～166]

- 私立学校の課程・学科の設置・廃止には、高校の各種学科や専修学校の課程について行う手続きです。
- 寄附行為の変更手続きも行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法4条1項、同施行令23条(高校)
学校教育法130条1項(専修学校)
私学法7条1項、同152項1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : ・課程(学科)設置認可申請書 [第3号様式]
・課程(学科)廃止認可申請書 [第4号様式]

専修学校の認可された分野以外の学科を設置する場合等:

[様式 P186]

- 専修学校が認可された分野以外の学科を設置する場合や廃止により分野を削除する場合に申請が必要です。
- 専修学校の同一分野内での学科設置・廃止は、学則の変更のみで可能です。
- 寄附行為の変更手続きも行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法130条1項(専修学校)
私学法152条1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 目的変更認可申請書 [第25号様式]

私立学校設置者

私立学校設置者を変更する場合:

[様式 P167]

- 寄附行為の変更手続きも必要です。

根拠法令 : 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法130条1項(専修学校)
学校教育法134条2項(各種学校)
私学法7条1項、152条1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 設置者変更認可申請書 [第5号様式]

私立学校の収容定員

私立学校の収容定員を変更する場合：

[様式 P169]

- 専修学校の場合は、学則変更届のみで可能です。また、その他の学校種であっても総定員に変更をきたさない学科間の変更の場合は、学則変更届のみで可能です。その場合、専修学校の収容定員変更と同等の書類を添付してください。

根拠法令	： 学校教育法4条1項、同施行令23条(幼稚園・小・中・高等学校) 学校教育法134条2項(各種学校) 私学法7条1項、152条1項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： 収容定員に係る学則変更認可申請書 [第7号様式]

学則の変更

広域通信制高校の学則を変更する場合：

[様式 P168]

- 名称・位置の変更の場合は文部科学省への報告が必要となります。

根拠法令	： 学校教育法4条1項 私学法7条1項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： 広域通信制課程学則変更認可申請書 [第6号様式]

私立学校の目的を変更する場合:

[様式 P170]

- 原則、学則変更が必要です。
- また、寄附行為の変更が必要な場合もあります。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 目的変更届 [第9号様式]

私立学校の名称を変更する場合:

[様式 P171]

- 学則変更及び寄附行為の変更が必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条(専修学校)
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 名称変更届 [第10号様式]

私立学校の位置を変更する場合:

[様式 P172]

- 原則、学則変更が必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条(専修学校)
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 位置変更届 [第11号様式]

その他の項目を変更する場合：

[様式例 P173]

- 目的、名称、位置及び収容定員に係るもの以外の学則変更についての手続きです。
- 学則中に「別に定める」と記載している内容にあっても、学校教育法施行規則第4条第1項に定める記載しなければならない事項については、届出をおこなってください。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条(専修学校)
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 学則変更届 [第12号様式]

専攻科(別科)の設置等

専攻科(別科)を設置する場合：

[様式 P174]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第2項(高等学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 専攻科(別科)設置届 [第13号様式]

専攻科(別科)を廃止する場合：

[様式 P175]

- 廃止に伴い、指導要録等の引継ぎも必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第2項(高等学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 専攻科(別科)廃止届 [第14号様式]

分校の設置等

分校を設置する場合:

[様式 P176]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第3項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)
学校教育法施行規則190条(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 分校設置届 [第15号様式]

分校を廃止する場合:

[様式 P177]

○ 廃止に伴い、指導要録等の引継ぎも必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第3項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)
学校教育法施行規則190条(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 分校廃止届 [第16号様式]

経費の見積り及び維持方法の変更

経費の見積り及び維持方法を変更する場合:

[様式 P178]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第5項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条(専修学校)
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 経費の見積り及び維持方法変更届 [第17号様式]

校地・校舎の変更

校地等を変更(増加又は減少)する場合(用途変更を含む):

[様式 P179]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第6項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 校地等変更届 [第18号様式]

校舎等を変更(増加又は減少)する場合(改築等による現状の重要な変更を含む):

[様式 P180]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第6項(幼稚園・小・中・高等学校)
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 校舎等変更届 [第19号様式]

校地・校舎の範囲：

	該当するもの(設置する学校の教育研究に供するもの)	該当しないもの
校 地 の 例	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎敷地 ○グラウンド ○図書館敷地 ○管理関係施設敷地(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室等) ○学生寮敷地 ○学生集会所敷地 ○倉庫敷地 ○食堂・売店(補助活動として営むもの)敷地 ○便所敷地 ○農業系学科が設置する農場 ○教職員宿舍敷地 ○スクールバス用車庫敷地 ○学生用駐輪場(賃料を取得しないもの) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置認可前の学校、学科(課程)のみで使用する土地・建物 ○収益事業用の土地・建物(例えば、賃料を取得する駐車場や賃貸用の建物) ○海外に所有する土地・建物(ただし、国内校の一部として設置された海外校であれば届出は必要) ○利用計画のない土地(遊休地)・建物
校 舎 の 例	<ul style="list-style-type: none"> ○教室 ○研究室 ○体育館 ○図書館 ○管理関係施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室等) ○学生寮 ○学生集会所 ○倉庫 ○食堂・売店(補助活動として営むもの) ○便所 ○教員宿舍 ○スクールバス用車庫 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員専用の厚生施設 ○法人本部専用の施設(理事長室、役員会議室、法人本部事務室等)及びその土地 ○プレハブ等の仮設的に設営する建物

教員の採用・解職

校長を採用した場合：

[様式 P181]

○ 内部昇任した場合を含みます。なお、新たな校長の就任に伴い、従前の校長がそのまま退任される際は、解職届は不要としますが、従前の校長が立場を変えて再度雇用される場合等は、教員採用届を併せて提出してください。

根拠法令 : 学校教育法10条、同施行細則5条1項(幼稚園・小・中・高等学校)
 学校教育法131条(専修学校)
 学校教育法134条2項(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 校長採用届 [第20号様式]

教員を採用した場合:

[様式 P182]

- 元々、雇用していた教員であっても、雇用形態の変更や担当教科の変更等届出事項に関連する内容に変更がある場合は再度の届出が必要です。
- 教員の採用に際し、「特定免許状失効者管理システム」により情報の閲覧を必ず行ってください。

根拠法令 : 私学法6条、学校教育法施行細則5条2項(幼稚園・小・中・高等学校)
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 教員採用届 [第21号様式]

教員を解職した場合:

[様式 P183]

- 懲戒処分を行った場合など事件や事故が関連する場合にあつては、別途「児童生徒等事故等報告書」を提出してください。

根拠法令 : 私学法6条、学校教育法施行細則5条2項(幼稚園・小・中・高等学校)
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 教員解職届 [第22号様式]

臨時休業

臨時に授業を行わなかった場合：

[様式 P184]

- インフルエンザ等感染症や食中毒の発生時を除き、台風や地震等天災など事情により臨時に授業を行わなかった場合に必要届出です。(学年単位、学級単位を含む)
- ※ 幼稚園の場合は、インフルエンザ等感染症や食中毒の発生時も届出が必要です。

根拠法令 : 私学法6条、学校教育法施行細則6条(幼稚園・小・中・高等学校)
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 臨時休業報告 [第23号様式]

授業を停止した場合：

[様式 P185]

- 非常災害による校舎の倒壊や生徒募集を行ったにも関わらず、入学者がいないため、長期間にわたり授業を停止せざるをえなくなった場合に必要届出です。

根拠法令 : 私学法6条、学校教育法施行細則7条(幼稚園・小・中・高等学校)
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 授業停止届 [第24号様式]

指導要録の引継ぎ

指導要録等を引継ぐ場合：

- 学校を廃止し、指導要録等を引き継ぐ場合に必要届出です。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 指導要録等引継ぎ書 [任意様式]

(3) 報告関係

修学旅行又は研修旅行をしようとする場合

[様式 P189]

- 修学旅行又は研修旅行を実施する場合に必要な届出です。
- 海外の場合は、県知事を経由して外務省へ、出発日の30日前までに提出する必要があります。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : ① 国内:出発日の3日前まで
② 海外:出発日の40日前まで

提出書類 : ① 国内:修学(研修)旅行届
② 海外:外務省あて提出様式

自然災害による人的又は物的被害を受けた場合

- 台風、地震、火災等により人的又は物的被害を受けた場合、あるいは休校等の対応を行う場合等は、その状況をご報告いただくようお願いします。
- なお、台風や大雨、大雪等警報が発令され被害等が起こる可能性が想定される場合は、県から予めメールにて被害状況等報告の依頼を行いますので、適宜ご協力いただきますようお願いします。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事後(速やかな報告をお願いします)

提出書類 : メールまたは電話での概要報告 [任意様式]
※内容に応じて詳細の聞き取りを行う場合があります

※ 発災時は、メールにて、基本的に下記内容の情報提供依頼を行っています。

- ① 人的被害の有無(けがや連絡の取れない方の有無)
- ② 物的被害の有無(建物等の倒壊や損傷の有無)
- ③ 休校等の状況(休校等の予定や見直し)

感染症により出席停止等を行った場合

- インフルエンザ等感染症により出席停止や臨時休業(学級・学年・学校単位)を行った場合は、私立学校法及び学校保健安全法に基づく報告が必要です。
- なお、報告にあたっては、下記のとおりとし、電話又はメールによる報告で可能とします。

根拠法令	: 私学法6条(当課あて報告) 学校保健安全法施行令第7条(出席停止) 学校保健安全法施行令第5条(臨時休業/閉鎖)
提出時期	: 随時/事後(速やかな報告をお願いします)
提出書類	: 学校保健安全法に基づく報告(学校設置者→保健所): 学校等欠席者・感染症情報システムによる報告 または所定の様式でご報告ください 私立学校法に基づく報告: (小・中・高等学校・専修学校・各種学校の場合) 電話又はメールにて学事・私学振興課あて概要を報告してください (幼稚園の場合) 「臨時休業報告」(様式23)、こども未来課あて報告してください

事件・事故等が発生した場合(児童生徒・園児・教職員を含む)

[様式 P192]

- 児童生徒等(学校の教職員及び児童生徒並びに園児)が事故等を起こした場合、事件・事故の被害者となった場合、自殺した場合等は報告する必要があります。
- 事故等とは具体的に下記に該当する場合の内容を指します。これらに該当する場合、直ちに県(当課)に電話等で概要を報告し、速やかに文書にて報告してください。
 - ① 学校内外を問わず、児童生徒等が生命に関わるような重大な犯罪又は触法行為を起こした場合(※殺人、強盗、詐欺、強制わいせつなど)
 - ② 児童生徒等が自殺を企図した場合(自殺が疑われる場合も含む。教職員は除く。)
 - ③ 報道で扱われる可能性の高い重大な事案

根拠法令	: 私学法6条
提出時期	: 随時/事後(速やかな報告をお願いします)
提出書類	: 児童生徒等の事故等報告書 [参考様式]

重大ないじめが発生した場合

[様式 P193～199]

- 重大ないじめが発生した場合、学校設置者及び学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、その事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け調査を行うこととされています。
- また、同法第31条第1項に基づき、発生報告及び調査結果報告を地方公共団体の長あてに行う必要があります。
- なお、いじめ重大事態の定義は下記のとおりとされています。さらに、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることに留意してください。

【第1号】 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害は生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

【第2号】 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安

根拠法令 : いじめ防止対策推進法第31条第1項

提出時期 : 随時/事後(速やかな報告をお願いします)

提出書類 : ①いじめ重大事態の発生に関する報告について [様式1]
②いじめ重大事態調査の開始に関する報告について [様式2]
③いじめ重大事態調査報告書 [参考様式]
④いじめ重大事態の再調査の開始に関する報告について [様式3]

食中毒が発生した場合

[様式 P200]

- 食中毒が発生した場合、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)の規定に基づき、県(当課)、学校医、保健所等に連絡・報告する必要があります。
- 食中毒の発生を確認した場合、速やかに電話等で概要報告を行うとともに、様式に則り発生状況報告の提出が必要です。また発生報告は、患者数・欠席者数等が変更になった際は、随時報告してください。
- また、県を通じて文部科学省への報告も必要となっています。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 学校に共同調理場がある場合:
学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告 [別紙 4-1]
学校に共同調理場がない場合:
学校における感染症・食中毒等発生状況報告 [別紙 4-2]

総入学定員数の2分の1を超える留学生を受け入れた場合／専修学校のみ

[様式 P202～206]

- 総入学定員数の2分の1を超える留学生の受入れを行う場合は、事前に県(当課)あて届出を行う必要があります。
- また、受入れ開始後は、在籍管理の状況を5月と11月に定期報告として報告書の提出も併せて行うこととしています。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : ①随時/事前
②5月・11月

提出書類 : ①総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する申出書
②総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する定期報告書

定員募集を停止する場合

[様式 P207]

○ 定員募集を停止する場合は、事前に届出が必要です。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 募集停止届

※ 学校を再開する場合は、再開前にその旨を当課に届出(任意の様式で可)してください。なお、生徒募集を伴う場合は、可能な限り募集前の届出をお願いします。

(4) 証明等関係

登録免許税の非課税証明を受けようとする場合

[様式 P211]

- 登録免許税法第4条第2項に基づく免税措置を得るためには、非課税証明の申請を行う必要があります。建物や土地の取得を行う場合は、建物と土地は別口でそれぞれ申請書を作成のうえ提出してください。提出は申請書(様式)のみ2部提出いただく必要がありますのでご注意ください。(1部は証明書として利用)
- また、校地等変更届又は校舎等変更届を、同時に提出してください。
- なお、以下に掲げる土地・建物の取得については対象外ですのでご注意ください。
 - ・ 収益事業用の土地・建物
 - ・ 利用計画のない土地
 - ・ 法人本部専用の事務棟の土地・建物
 - ・ 職員専用の厚生施設 等

根拠法令	： 登録免許税法第4条第2項
提出時期	： 随時/事前
提出書類	： 土地、校舎等の権利の取得の登記に該当することの証明申請書 [添付書類] ・ 契約書の写し ・ 理事会議事録の写し ・ 登記簿謄本 ・ 位置図及び字図 ・ 農地転用許可等の写し(該当がある場合) ・ 400円の大分県収入証紙

学生割引証の交付を受けようとする場合

[様式 P214]

- 学生・生徒に対する旅客運賃割引証を受ける場合は交付願いの提出が必要です。

根拠法令	： 各社の定める旅客運営規則、学校及び救護施設指定取扱規則
提出時期	： 随時/事前
提出書類	： 学生割引証交付願

特定公益増進法人であることの証明を受けようとする場合

[様式 P215]

- 特定公益増進法人とは、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与する法人を指し、当該特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、寄附控除等税制上の措置の対象です。
- 学校法人に対する寄附者に対して特定公益増進法人であることの証明書の発行を受けようとする場合は、証明申請書を提出する必要があります。寄附者が所得控除(法人の場合は損金算入)を受ける際に必要な証明です。
- 証明書の有効期間は5年間となります。

根拠法令 : 所得税法施行令第217条、法人税法施行令第77条

提出時期 : 随時/事前 → 証明書期間満了後

提出書類 : ・特定公益増進法人であることの証明申請書 [第1号様式]
・寄付金募集要綱 [第2号様式]
・寄付金支出計画書 [第3号様式]
・400円の大分県収入証紙

※証明書期間満了後

・寄付金募集実績報告書 [第5号様式]

※申請時の内容に変更がある場合

・証明申請書について内容変更届 [第6号様式]

税額控除対象法人の証明を受ける場合

[様式 P221]

- 租税特別措置法に基づき、一定の要件を満たす学校法人は、税額控除の対象となります。この制度は、寄附者の所得税率に関係なく一律に寄附控除を受けることができ、学校法人にとって、新たな寄附者の増加に繋がり、教育研究活動のための寄付金収入の増加が見込まれる制度です。寄附者が税額控除を受けるために、学校法人は証明を受ける必要があるため、その場合は申請が必要です。
- 証明書の有効期間は5年です。
- 税額控除対象法人の要件は以下のとおりです。
 - ① 絶対値要件を満たしていること。※規模による要件緩和あり
 - ・ 3,000 円以上の寄附金を支出した者(特例判定基準寄附者数)が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで100人以上。
 - ・ 寄附金額が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで30万円以上。
 - ② 経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること。
 - ・ 計画が評議員会の意見を聴取し、理事会の決定を経ていること。
 - ・ 計画期間が5年以上の期間を含むこと。
 - ・ 学校法人の経営の現状分析、目標、目標達成に向けた具体的な計画を含むこと。
 - ・ 寄附金募集に係る現状分析、目標、目標達成に向けた具体的な計画を含むこと。
 - ③ 特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと。

根拠法令 : 租税特別措置法第26条の28

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 税額控除に係る証明申請書

学校法人等の設立のための寄附金を募集する場合／専修学校のみ

[様式例 P223]

- 4年制大学、高等専門学校、専修学校を設置する学校法人等の設立のための費用に充当する寄附金について、一定の要件を満たす場合、寄附額の全額が指定寄附金の対象となります。指定寄附金の活用を希望する設立準備法人は、募集前に書類の提出が必要です。

○

根拠法令 : 指定寄附金告示(令和5年財務省告示第96号)

提出時期 : 随時/募集前

提出書類 : 指定寄附金の活用に係る書類の提出について

2. 私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

(1) 学校に関する事項(学校教育法第4条及び第13条)

- 下記に掲げる対象項目は、私立学校審議会に諮問する必要があります。
- 私立学校審議会は、毎年8月と2月に開催しています。

事項	対象となる私立学校					
	幼	小	中	高	専	各
学校の設置・廃止、設置者の変更、閉鎖命令	○	○	○	○	○	○
収容定員に係る学則の変更	○	○	○	○		○
学科、全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止				○		
広域通信制の課程に係る学則の変更				○		
課程(=高校課程、専門課程、一般課程)の設置・廃止					○	
目的(=学科の属する8分野:工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養)の変更(追加、削除を含む)					○	

※ 専修学校については、学校教育法第130条の規定に基づき諮問。

※ 学校全体の収容定員に変更がなく、学科の設置廃止を伴わない定員の変更の場合は、諮問しない。

(2) 学校法人に関する事項

- ① 学校法人が行う収益事業の定め／私立学校法第19条
- ② 寄附行為の認可(学校法人の設立)／私立学校法第24条
- ③ 寄附行為の補充／私立学校法第25条
- ④ 解散事由の認可又は認定／私立学校法第109条
- ⑤ 措置命令／私立学校法第133条
- ⑥ 収益事業の停止命令／私立学校法第134条
- ⑦ 学校法人の解散命令／私立学校法第135条
- ⑧ 組織変更の認可／私立学校法第152条
- ⑨ 収容定員超過の是正命令／私立学校振興助成法第12条の2
- ⑩ 予算の変更勧告／私立学校振興助成法第13条
- ⑪ 役員了解職勧告／私立学校振興助成法第13条

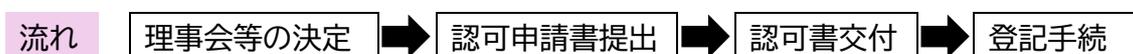
(3) その他

- ① 無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令／学校教育法第136条
- ② 私立学校審議会委員の解任／私立学校法第12条

(4) スケジュール例

私立学校審議会への諮問を要しない認可事項:

学校法人の寄附行為の変更、学校法人の合併等私立学校審議会への諮問を要しない認可事項については、随時申請を受け付ける。



私立学校審議会への諮問を要する場合:

(学校法人の設立を伴う場合)

時期	開設前年 6月	8月	12月	2月	3月	4月
県		書類審査	私立学校審議会 計画承認		私立学校審議会委員の現地調査の実施等 私立学校審議会 寄附行為認可 学校設置認可	開校
申請者	事前相談 設立発起人会決議 学校設置計画書の提出		PR活動開始 工事着工 学校設置認可 申請書の提出	寄附行為認可 申請書の提出		
備考						

(専修学校の学科設置を行う場合)

時期	開設前年 6月	8月	12月	2月	3月	4月
県		書類審査 私立学校審議会	計画承認	私立学校審議会委員の現地調査の実施等 私立学校審議会	寄附行為認可 学校設置認可	新学科の設置
申請者	事前相談 理事会等の決議	学校設置計画書の提出	PR活動開始可 理事会等の決議	目的変更認可 申請書の提出 寄附行為変更認可 申請書の提出		
備考	※募集要項には、申請予定の明記					

(専修学校／2年制の廃止を行う場合)

時期	廃止2年前	廃止前年 5月頃	12月	2月	3月	4月
県				私立学校審議会	寄附行為認可 学校設置認可	学校廃止
申請者	生徒募集停止届	在校生卒業見込み等確認	理事会等の決議	寄附行為変更認可 申請書の提出 学校廃止認可申請書の提出		

※幼稚園の場合は、修業年限(3年)分で整理のこと。

3. 学校法人が期間内に行わなければならない事項

(1) 登記事項

- 学校法人は組合等登記令に基づき、定められた期間内に適切な登記事務を完了する必要があります。

事項	登記の期間 主たる事務所の所在地にて	根拠条項 (組合等登記令)
設立登記	2週間以内(※1)	第2条
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更登記(※2)	2週間以内	第3条第1項
資産の総額の変更登記	3月内(事業年度終了後)	第3条第3項
解散登記(合併、破産の場合を除く)	2週間以内	第7条
合併の登記(※3)	2週間以内	第8条
清算終了登記	2週間以内 (清算終了の日から)	第10条
主たる事務所の移転登記	2週間以内 (旧所在地においては移転登記、新住所においては令第2条に掲げる事項の登記)	第4条

(※1) 組合等登記令第24条 登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達したときから登記の期間を起算する。

(※2) 組合等登記令第2条各号に掲げる登記事項

- (1) 目的及び業務
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在場所(従たる事務所も含む)
- (4) 代表権を有する者(代表業務執行理事を含む)の氏名、住所及び資格
- (5) 存続期間、解散の事由
- (6) 代表権の範囲又は制限、資産の総額、設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

(※3) 合併の態様により、それぞれの登記をする。(第8条)

- (1) 合併後存続する学校法人について変更の登記
- (2) 合併により消滅する学校法人又は準学校法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した学校法人については設立の登記

(2) その他の事項

○ 学校法人は、私立学校法に基づき作成等行わなければならない事務があります。

事項	期間	起算日	根拠法令 (私立学校法)
財産目録の作成	設立時	法人設立の時	第23条
	2週間以内	合併認可の通知があった日	第127条第1項
	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
貸借対照表の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
	2週間内	合併認可の通知があった日	第127条第1項
収支計算書の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第103条
事業報告書の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第103条
役員等名簿の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
評議員会に対する決算 及び事業の実績報告書	1週間前 (5年間備置)	定時評議員会の日	第105条
役員の補充	1か月以内	理事又は監事のうち、その定数の 1/5(理事)又は1/2(監事)を 超える欠員が生じたとき	理事:第34条 監事:第50条
評議員会の招集	20日以内	評議員総数の1/3以上の評議員 から会議に付議すべき事項を示 して招集を請求されたとき	第71条第2項

4. 学校に備えなければならない表簿

○ 学校教育法施行規則第28条により学校に備えなければならない表簿は、次のとおりです。

(1) 学校備付表簿

- ① 学校に関係のある法令
- ② 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ③ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ④ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ⑤ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ⑥ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ⑦ 往復文書処理簿

(2) 表簿の保存期間

- ① 卒業した場合(中途転入の場合は、前学校からの写しを合わせる)
指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録 20年
指導要録及びその写しのうち指導に関する記録 5年
- ② 転学の場合
転学した日から20年(指導に関する記録は5年)
- ③ 退学した場合
退学した日から20年(指導に関する記録は5年)
- ④ 廃止された学校
20年(指導に関する記録は5年)から、その学校が保存した期間を控除した期間
- ⑤ 卒業者名簿(卒業証書授与台帳) 永年
- ⑥ 公文書 5年
- ⑦ その他の表簿 5年

※ ⑤及び⑥については、私立学校等に係る学校教育法施行細則(平成20年大分県規則第49号)による

5. 学校法人に備えなければならない表簿

○ 私立学校法ほか関連法令により学校法人に備えなければならない表簿は、次のとおりです。

(1) 財産目録等の備付け及び閲覧(私立学校法第106条)

- ① 毎会計年度終了後、3か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(※1)を作成しなければなりません。
- ② 上記に掲げる書類及び監査報告書を各事務所に備えて置き、設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。なお、謄写やコピーの提供義務はありません。(※2)

(※1)

- ・ 役員等名簿:理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- ・ 請求があった場合は、個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧させること

(※2:正当な理由)

- (ア) 就業時間外や休業日になされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (イ) 当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的でなされる場合
- (ウ) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合 等

(2) 就業規則(労働基準法第89条)

○ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働者の意見を聴いて一定事項について就業規則を作成し、労働基準監督署へ届けなければなりません。なお、変更の場合についても同様です。

※ 就業規則は、法令、労働協約に反してはならず、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働協約は、その部分については無効とされ、無効になった部分は就業規則で定める基準によります。(労働基準法第2条及び93条、労働契約法第12条)

(3) 学校法人の寄附行為に基づいて備えなければならない書類

- ① 寄附行為
- ② 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- ③ 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- ④ その他必要な書類及び帳簿

(4) 各種規程

- ① 給与規程
- ② 経理規程
- ③ 旅費規程
- ④ その他必要な規程

(5) その他

- ① 認可関係書類
- ② 県への各種届出書類
- ③ 法人の登記事項証明書(登記簿謄本)
- ④ 不動産登記事項証明書(登記簿謄本)

6. 所轄庁の権限

○ 関連法令に基づく所轄庁の権限は下記のとおりです。

	事項	根拠法令
1	学校閉鎖命令	学校教育法第13条
2	措置命令	私立学校法第133条
3	役員解任勧告	
4	収益事業の停止	私立学校法第134条
5	学校法人の解散命令	私立学校法第135条
6	帳簿・書類に対する質問検査	私立学校振興助成法第12条
7	定員超過是正命令	
8	予算の変更勧告	
9	役員解職勧告	
10	免許状の取上げの通知	教育職員免許法14条

7. 罰則規定

○ 関連法令に基づく罰則規定は下記のとおりです。

事項	根拠法令	備考
学校閉鎖命令違反 等	学校教育法第143条	6月以下の懲役、禁錮又は20万円以下の罰金
学校の名称専用違反	学校教育法第146条	10万円以下の罰金
類似名称の使用	私立学校法第153条	10万円以下の罰金
登記の懈怠	私立学校法第163条	20万円以下の過料
議事録、計算書類、監査報告又は財産目録等の記録不備又は虚偽の記録	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為、議事録、計算書類、監査報告又は財産目録等の備置きの不備	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為、議事録、報告、計算書類又は財産目録等の閲覧又は交付の拒否	私立学校法第163条	20万円以下の過料
監事の選任を目的とする議案提出の請求に従わなかったとき	私立学校法第163条	20万円以下の過料
監事又は会計監査人の調査の妨害	私立学校法第163条	20万円以下の過料
総評議員数の1/3の請求に係る事項を評議員会の目的にしなかったとき	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為の変更の届出懈怠又は虚偽の届出	私立学校法第163条	20万円以下の過料
理事又は清算人による破産手続き開始の申立の懈怠	私立学校法第163条	20万円以下の過料
債権の申出の催告又は破産手続きの公告懈怠又は虚偽公告	私立学校法第163条	20万円以下の過料
合併認可に伴う財産目録及び貸借対照表の作成又は債権の弁済等違反	私立学校法第163条	20万円以下の過料

	収益事業の停止命令の違反	私立学校法第163条	20万円以下の過料
	所轄庁への報告拒否・虚偽報告及び検査拒否等	私立学校法第163条	20万円以下の過料
	虚偽・不正による国庫補助金受領	補助金等適正化法第29条	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	無免許教員の任用・雇用	教育職員免許法第22条	30万円以下の罰金

